

前橋家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時 平成25年7月16日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

3 出席者（五十音順）

（委員）

今井 攻，植木康夫，梅澤朋子，小川和弘，小坂敏幸，小林政夫，佐藤美由紀，佐藤裕子，都丸 晃，丸山和貴，宮崎重子（以上11人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 次席家裁調査官 山崎明朗

前橋家庭裁判所 訟廷管理官 斎藤辰男

（事務担当者）

前橋家庭裁判所事務局長木村陽介，首席家庭裁判所調査官山田 稔，首席書記官柳下俊一，事務局次長佐藤雅史，総務課長佐藤 潔，総務課課長補佐中澤道夫

4 議事

（1）委員の交代について

（2）意見交換等

テーマ「家事調停について」

ア 家庭裁判所からの説明

説明者から「手続案内の実際」について説明を行った。

イ 質疑応答

（委員） 大半の方が御自身で手続を調べていると理解してよろしいのでしょうか。

（説明者） 何も調べずにおいでになる方の割合は、感覚的には4割くらいという印象です。

(委員) 家庭裁判所で扱えない事柄については、なぜ相談できないのでしょうか。その相談者はどこに行けばよろしいのでしょうか。また、家庭の問題に関する総合窓口的な機能はあるのですか。

(説明者) 例えば、簡易裁判所や地方裁判所など、裁判所が扱っている問題であれば、扱う部署が分かっているので、そちらを案内することができるので、裁判所が扱っていない問題の場合には回付することができないものですから、結局、弁護士会や法律相談、市民相談等の他の機関へ相談に行ってみてくださいという案内をしています。

(委員) 申立てや調停そのものの手続について、周知をどのようにされているのですか。配布を受けたパンフレット案だけでは、私としては分かりにくい印象があります。

(説明者) 裁判所のウェブサイトでは細かく説明しているので、インターネットを利用する方には周知できているものと思っています。インターネットを利用していない方やそれらを見ないままおいでになった方には、窓口において一から説明しています。

(委員) 窓口においてになっても裁判所の扱う問題でなければ、私どもの機関を紹介していただければ、対応することができます。

(委員) 窓口を訪れる方は、家庭裁判所の手続を執ろうとする方もいれば、私はどうしたらしいのでしょうかという方もいるかと思います。多分、そういった方への説明や対応に時間要するのかとも考えます。

(委員) 市民感覚では、法曹関係機関や市町村などの間で調整されれば親切な対応ができるのではないかと思います。

(委員) 私どもにも相談機関がありますが、相談を受けたときにそれを扱う機関が分からぬときがあり、それぞれの相談機関の役割のようなものをもう少し勉強しなければならないと感じることがあります。ですから、家庭裁判所以外の相談機関を含めた家庭裁判所以外に対する周知を行う必要性を感じます。関係機関の連携については、どのように

なされているのでしょうか。

(説明者) 関係機関による連絡協議会を定期的に開催して情報共有しています。

(委員長) 総合的な窓口や情報共有の必要性については御指摘のとおりかと思いますので、今後、考えていきたいとは思います。

(委員) 各手続のメリットやデメリットを比較して説明しているのでしょうか。

(説明者) 家庭裁判所では、手続が複数ある場合には、それぞれのメリット、デメリットはもちろんのこと、判断の基準となるものを説明した上で提示し、最後は、当事者の方が御自分で選択していただいています。

(委員) 受付の段階で、夫婦の問題で相手の愚痴を言う、いわば鬱憤晴らしをしていくだけというような方もいますか。

(説明者) 確かにそういう方もいます。そういう方には、家庭裁判所から相手を叱るだけということはできませんので、円満調整ということであれば夫婦関係調整という調停の申立てができますと説明しています。

(委員) 長時間に渡って窓口で応対する場合もあるのですか。

(説明者) 一人当たり20分程度をめどにしていますが、それよりも時間を要する場合もあります。

(委員) 私どもにも相談窓口がありますが、相談においてになる方で調停つて何でしょうという方もいれば、非常に詳しい方もいらっしゃいまして、相談員としても対応が大変な状態です。もちろん相談員としての研修は行っていますけれども、相談員同士の横のつながりのようなものができると良いという気がしています。

(委員長) 次に、調停の流れについてイラストを使って説明するリーフレットを作成しましたので、これに関する意見をいただきます。前回の家裁委員会では、多くの意見をいただきました。そこで、リーフレットのターゲットを、まずは調停を申し立てようかどうかと迷っている方を対象にしました。それから、既に申し立てをしていて、これから調停

が具体的にどのように進むのかを知りたいという方の二つに絞って作成してみました。これらは未完成のものですので、皆さんの御意見を賜った上で良いものを作っていくみたいと思っております。

(説明者) (二つのリーフレット案について記載内容、使用方法等の説明をした。)

(委員) 文字が多くて読みづらい印象です。問い合わせはせめて2行ぐらいにまとめた方が良いと思います。いろいろなことをたくさん書こうとして情報が多くなっている上に、よくある問題というのが何なのかが分かりません。知らせたい情報や問題を整理して、調停を利用できる内容とか、調停の結果とか、そういう表題をつければ分かりやすくなる気がします。

(委員) 全体的に、この文章の中に裁判所的な言葉が多いということで、多分一般の人にとっては、何でこんなに面倒くさい難しい言葉が次々出てくるのかと感じると思います。自宅で家の人に読んでもらって、普通の人ってこういう言い回しをするかしらと聞いていただければ分かるかなという感じがちょっとしました。

(委員) 窓口で使うということを考えれば、調停全般のQ&A、夫婦間の調整というか離婚問題、子供の問題、親族及び相続問題についてのものを用意して、分かりやすい言葉を使われたらどうかと思います。誤解を避けるために専門用語をどうしても使いたくなるということもあるかと思いますが、そこは平易な言葉ができるだけ使って誤解を与えないようにするというのがベストかと思います。

(委員) ぱっと見たときにどれが問い合わせが答えか分からなかつたので、ぱっと見て分かるようにお願いできたらと思います。

(委員) 前回、箇条書きや要約した短い文章で記述するのが分かりやすいのではないかと申し上げたのですが、まだ、記述的、叙述的な部分が多いという印象です。また、並び順も頭の整理ができていない印象があります。Q&Aの中でも図表のような形で整理した方が分かりやすいと思います。

(委員) これを作られた方は、たくさんの情報を教えようとの思いがあふれて

たくさんの文章になったと思いますが、もうちょっと整理して、一つの問題についてこの半分ぐらい的回答ができれば良いと思います。

(委員) 要するに調停とは話し合いで、話し合いでまとまらなかつたらどうなるのですかという問い合わせに調停は不成立で終わりますというだけでは足りないと思います。必要があれば訴訟で決めることになりますといったことを入れないと中途半端だと思います。それから、相手と直接やり取りするのかということも説明しておいた方が良いと思います。

(委員) 家庭裁判所の職員がお作りになったとのことですが、デザイナーの方などに依頼してみたらどうでしょう。言葉使いなども上手です。もしかしたら家庭裁判所内にもそういう能力を持った職員の方がいるかもしれない、縦割りではなく、広く公募をしたらどうでしょうか。

(委員長) 次の夫婦関係調整の流れという、イラストで説明したリーフレットについてはいかがでしょうか。

(委員) このリーフレットは、そもそも調停で何ができるのかという説明に使うものなのでしょうから、冒頭に、夫婦の問題って何、親子の問題って裁判所でできることは何というのが分かった方が良いと思います。親子の問題と言われて何だろうというのが正直私にはよく分からないという気がします。それから、絵は統一してほしいと思います。

(委員) 前のQ&Aでたくさん字が書いてありましたが、今度は、余りにも字が少ないと思います。例えば、自分の住所地の家庭裁判所に申し立てるのかとか、その程度の説明があつても良いと思いました。

(委員) 調停の様子が分かるところがもう少しボリュームがあつても良いと思います。また、相手と直接会うのか、別室でいろんな話を聞きますとか、どういうふうに流れるのかというような、もう少し調停の様子を書いたらほうが良いと思います。

(委員長) いろいろ御意見を賜りました。どうもありがとうございました。本日の御指摘を受けまして、もう少し要領の良いパンフレットの作成を試み

たいと思っております。本日はどうもありがとうございました。以上